

出願前に必ず御一読ください。

令和8年度教職科目等履修生 留意事項

【教職課程認定を有する大学等卒業者用（卒業見込者含む）】

※前提：中学校一種・高等学校一種教員免許取得希望であり、教育職員免許法施行規則第66条の6科目を前歴校で認定可能な場合

1 免許取得まで係る想定年数及び取得単位数等

志願者ごとに前歴校での単位修得状況により異なる。

2 教育実習実施要件

(1) 教育実習実施前年度末までに本学部で定める次の要件を充たしていること。

- a. 教育実習実施年度末に免許取得見込であること。
- b. 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、取得希望教科（同一教科）の教科教育法4単位を含む24単位以上修得済みであること。
- c. 教育の基礎的理解に関する科目等（教科及び教科の指導法に関する科目を除く）から合計19単位以上修得済みであること。
- d. 第3回～第13回教育実習事前・事後指導（教育実習直前指導）を受講し合格していること。

※b.～d.は教育実習前年度末までに満たしていること。

(2) 教育実習先を自己確保していること。

※教育実習は原則、科目等履修生在籍の初年度に実施することはできません。

3 介護等体験実施要件（※中一種免許取得希望の場合は以下（1）（2）必須）

(1) 2日間・特別支援学校

原則、科目等履修生1年目は体験申込不可。ただし、令和8年度末に教員免許取得見込の場合は、別途教職センターまで相談すること。

(2) 5日間・社会福祉施設

原則、科目等履修生1年目は体験申込不可。ただし、令和8年度末に教員免許取得見込の場合は、別途教職センターまで相談すること。

4 その他

(1) 本学部科目等履修生は、本学部での資格取得を目的として募集をしているため、他大学等（本学部通信教育部を含む）での同時履修は認めない。

(2) 保健体育の教員免許取得希望者については、多数の志願者がある場合は、選考のうえ不合格となる場合がある。

- (3) 現在在籍大学等で教職を履修中の者は、今年度中に「学力に関する証明書（平成28年改正法）」により、免許状取得に不足している単位を確認しておくこと。

以 上